

平成24年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(災害関係)

平成23年7月13日

全 国 知 事 会

# 災害対策の推進について

## (1) 災害予防対策の充実

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、東日本大震災を検証し、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画を緊急に見直すとともに、建物・構造物等の耐震化、共済制度や地震保険制度の充実の検討、情報通信基盤の堅牢化・冗長化、未確認の断層を含めた断層の実態に関する調査研究や地震・火山噴火の予知研究、及び津波対策の抜本的な見直し等の災害予防対策を確実に推進すること。

また、都道府県域を越えた大規模災害（地震、台風、津波等により、人命・社会生活に広範かつ大きな影響を与える災害。原子力災害を伴うものを含む。）への対応について一軸型のインフラだけでは十分とは言えないため、国としての公共インフラの代替・補完の確保が極めて重要であるとの観点に立ち、高速道路等のミッシングリンクの解消などによる複数軸の公共インフラの整備を早急に進め、大規模災害発生時の代替・補完体制を構築すること。

## (2) 災害応急対策の充実

大規模災害に対する災害応急対策について、

- 広域避難や事態の長期化も想定した避難者支援
- 役場等が機能を喪失した場合の支援体制の構築
- 支援物資の調達・輸送・配分を円滑に行うことができる仕組みの構築
- 物的・人的支援等に係る国と地方の役割を明確化

など、総合的な救助・支援体制を構築すること。

特に、現在の災害救助法は、被災した住民を被災した自治体が支援し、被災自治体を国が財政支援するという仕組であり、広域避難や広域による支援という事態を想定していない。

そのため、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁

した場合、直接、国に請求し、支払いされるよう制度変更を行うこと。加えて、救助期間の制限や現物給付による救助などといった制約があることから、これらの制約を撤廃するなど、被災自治体及び避難者受入自治体等による自主的・弾力的な運用が可能となるよう見直しを行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

また、全国的な影響が非常に大きい東海地震と東南海・南海地震の連動発生及び首都直下地震に対して、東日本大震災を踏まえて被害想定を見直し、対策大綱及び応急活動要領等を早急に策定するとともに、観測体制を強化すること。

### (3) 大規模災害に対する総合的復旧復興支援制度の確立

大規模災害により被災した住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、広域避難者の発生や事態の長期化による影響も想定し、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施することが可能となるよう、国が必要な財源を措置し、抜本的に制度の見直しを行って総合的な復旧復興支援制度を確立すること。

具体的には、次の措置が必要である。

- 現行制度では原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃
- 災害査定等の事務手続きの簡素化
- 災害復旧事業の事業期間制限の緩和

特に、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害が発生した場合は、国・地方の役割分担の観点から、被災者生活再建支援基金による対応には限界があるので、特別の国の負担により対応すること。制度の内容については、これまでの住宅の損壊の程度に着目した支援だけではなく、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

### (4) 原子力災害対策の整備

福島第一原子力発電所事故の早期収束を図ると共に、事故の検証を地方代表を入れた第三者機関において実施するとと

もに、原子力発電所の安全規制を行う立場にある原子力安全・保安院について、原子力発電を推進する経済産業省から分離独立させ、客観性と信頼性を高めた安全規制体制を早急に確立すること。

原子力発電所の安全確保に万全を期すため、従来想定されていた事象だけでなく、今回の福島第一原子力発電所の事故を受けて、改めて原子力発電所の安全性についての考え方や基準を明確にし自治体や国民に説明、理解を得て安全対策の徹底を図ること。

また、複合災害も考慮した事故想定の見直しや、それに伴うE P Zの見直しを含めて、原子力災害対策特別措置法及び原子力防災指針について早急に見直しを行うとともに、モニタリングポスト、防護服等の配備、医療体制や避難体制等の整備経費について、原子力災害の影響が及ぶ可能性のある自治体への財政支援を講じること。

さらに、S P E E D I情報等原子力発電所の状態や放射性物質等に関する正しい情報を速やかに自治体に提供することで避難計画を早期に策定、実行できる体制を整備するとともに、飲食物の摂取による健康被害の防止や、様々な産業における風評被害防止のため国の責任において放射性物質等の測定を実施し、速やかに正確な測定結果を公表する体制を整備すること。

併せて、原子力災害発生時の被災地域への応援要員やがれき処理などの安全基準を国際基準に従って整備し、国民に説明すること。